

令和5年第2回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和5年2月9日(木) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉
河田 均 ・ 館林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 慎一
西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

櫻井 宏 ・ 高橋美穂子

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美
大野 政司 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男
岸野 治郎 ・ 栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 酒井 秀男
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸
林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇
宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫
山中 敏彰

事務局

副主幹	佐藤 智香	主査	小木曾高志
主査	吉村 雅子	主査	中村 修
主任主事	多田 智哉	主任主事	井上 靖之
主事	宮田 直弥	主事	臼井 健人

議 事

- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による農地転用許可申請の
審議について
- 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の
審議について
- 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の
審議について
- 議案第10号 農地利用最適化推進委員の審査基準の一部改正について
-
- 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の
受理の報告について
- 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の
受理の報告について

議 長

それでは、令和5年第2回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、
本会議は成立することを報告いたします。

議 長

議案に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたい
と思います。

それでは、議席番号6番松野芳正委員、議席番号7番野々村貢委員の両
委員、よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御
遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、
今回の申請は、所有権の移転2件、使用貸借による権利の設定1件、以上
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第7号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を
設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。

今回提案しております申請は、いずれも農地法に規定する不許可基準に
抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第7号について事務局から説明がありました。
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただ
きます。

それでは、1番、南長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも
承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番および3番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

2番及び3番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を所有権移転及び使用貸借するものです。

2月1日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、主に柿を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第7号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第7号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第8号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、3件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第8号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

4ページの総括表をご覧ください。

今回は、3件、1,954平方メートルです。

5ページをお願いします。

1番、常磐地区の申請は、貸駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地であります。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

2番、西郷地区の申請は、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、43ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、西郷小学校から北へ1kmほど離れた農地です。

3番、三輪地区の申請は、貸資材置場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第8号について説明を受けました。

2番、西郷地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、2番、西郷地区の申請について、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

2番の申請は、太陽光発電施設に転用するものです。

2月1日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者とともに、現地立会いを行いました。

立会いの際に、施工にあたり近隣農地や水路への影響がないよう配慮することを確認しました。

許可は、問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第8号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第8号について、賛成の方は挙手願います。

【賛成多数】

議長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第9号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転1件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第9号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

7ページの総括表をご覧ください。

今回は、3件、合計1,978平方メートルです。

8ページをお願いします。

1番、北長森地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地であります。転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

2番、北長森地区の申請は、使用地借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地であります。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

3番、黒野地区の申請は、所有権の移転により、産業廃棄物処理業の資材置場及び駐車場に転用するものです。

申請地は、いずれも街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、44ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐阜大学から南西へ1kmほど離れた農地です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 9 号について説明を受けました。

3 番、黒野地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、3 番、黒野地区の申請について、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

3 番の申請は、資材置場及び駐車場に転用するものです。

1 月 24 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 9 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 9 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 10 号農地利用最適化推進委員の審査基準の一部改正について、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

議案第 10 号について、説明いたします。

今回の改正は文言を見直し、表記の変更・追加と、審査項目の重要性を考慮して、面接審査における配点の変更です。

10 ページから 13 ページが改正後で、14 ページから 17 ページが改正前となっております。

10 ページと 14 ページをご覧ください。

第 3 条です。「農地利用最適化推進委員審査票」を「農地利用最適化推進委員候補者審査票」にし、「農業委員会委員」を「農業委員会役員」に変更し、「意見」のあとに「面接審査及び加算点」を追加します。

次に第4条の表の中です。「資格要件（適否の別）」を「審査の内容」に変更し、「下記の欠格要件のいずれにも該当しないこと。」を追加します。

次に第6条の2か所にあります「農業委員会委員」を「農業委員会役員」に変更します。

11ページと15ページをご覧ください。

第7条です。「面接審査」の後に「及び加算点」を追加し、表の左上に「配点」を追加し、その下、「面接審査」のあとの「（各項目ともに配点は次のとおり）」を削除します。また、「・1及び2 ①認められる（10点）②概ね認められる（5点）③認められない又はわからない（0点）・3、4、5及び6」を追加し、左下の「（各項目の配点は5点）」の「項目の配点は」を削除し「（各5点）」とします。

次に第8条です。「農業委員会委員」を「農業委員会役員」に変更し、「意見」のあとの「及び面接審査」を「面接審査及び加算点」に変更します。

12ページと16ページをご覧ください。

審査票の題名が「農地利用最適化推進委員審査票」を「農地利用最適化推進委員候補者審査票」に変更し、「○農地利用最適化推進委員」の後に「候補者」を追加し、その下の表の一番下、「農業委員会委員」のあとに「又は農地利用最適化推進委員」を追加します。

次に、資格要件審査の表の一番上「欠格要件（該当の有無）」を追加し、右側の「適・否」を「有・無」に変更します。

13ページと17ページをご覧ください。

前のページの審査票と、統合し、重複している「農地利用最適化推進委員 面接審査票」と「○農地利用最適化推進員」とその下の表を削除します。

先ほど説明した第7条の変更により、面接審査項目の1と2の点数について「5」を「10」に、「3」を「5」に変更します。

また、一番下の加算点の「③女性であり、かつ青年（50歳未満）である者（10点）」を①、②に重複しているので削除します。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第10号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 10 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 4 号から第 6 号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、「報告第 4 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について」説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

19 ページをお願いします。

届出は、20 件、合計 59,015.76 平方メートルです。

続きまして、「報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

21 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、15 件、合計 6,470.32 平方メートルです。

明細は、22 ページから 24 ページです。

続きまして、「報告第 6 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

26 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、65 件、合計 37,678.60 平方メートルです。

明細は、27 ページから 42 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 5 年 1 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議長

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 22 分閉会を宣す。